

823 諸試験規程改正

〔「法学新報」第34卷11(394)号 大正13年11月8日〕

○諸試験規程改正

△専門学校入学者検定規程(文部省令 第二十二号)

第一条 専予学校ノ本科ニ入学セントスル者ニシテ中^(校・脱)学若ハ
修業年限四年以上ノ高等女学校ヲ卒業セサル者ハ本令ニ依
リ学力ノ検定ヲ受クヘシ

第二条 検定ヲ分チテ試験検定及無試験検定トス

第三条 試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

試験検定ノ出願期限、試験施行ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ
以テ之ヲ告示ス

第四条 試験検定ノ学科目及其ノ程度ハ中学校若ハ修業年限
四年ノ高等女学校ノ各学科目及其ノ卒業程度トス但シ中学
校若ハ高等女学校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル学
科目ハ之ヲ省ク

第五条 試験検定ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一号書
式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方庁ヲ経由シ文部大臣ニ
出願スヘシ

- 一 履歴書(第二号書式)
- 二 戸籍抄本

三 写真（手札形トシ出願前三月以内ニ脱帽ニテ撮影シタ

ルモノニシテ裏面ニ撮影年月日本籍氏名ヲ記載スヘシ）

四 第七条第二項ニ依ル證明書ノ写又ハ大正七年文部省令

第三号第六条第二項ニ依ル證明書ノ写

五 第八条ノ資格ヲ證明スル書面

第六条 試験検定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金七円ヲ

納付スヘシ

第七条 試験検定ニ合格シタル者ニハ合格証書（第三号書

式）ヲ交付ス

試験検定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験学科目

中合格ヲ得タルモノアルトキハ其ノ證明書（第四号書式）

ヲ交付ス

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ試験検定ヲ出願シタルトキ

ハ当該学科目ノ試験ヲ免除ス

前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三号第六条第二項ニ依ル

證明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八条 試験検定ノ学科目中一科目又ハ數科目ニ就キ中学校

若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ学

力ヲ有スルモノト認ムル者ニ対シテハ当該学科目ノ試験ヲ

免除ス

第九条 合格証書ヲ有スル者其ノ氏名本籍ヲ変更シ又ハ合格

証書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願ス

ルコトヲ得

前項ニ依リ合格証書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数

料トシテ金一円ヲ納付スヘシ

第十一条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止ス試験後発覚シタルトキハ既ニ交附シタル合格証書又ハ證明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第十二条 無試験検定ハ當該専門学校ニ於テ入学ノ際之ヲ行

フ

無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル

前項ノ指定ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二条 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ收入印紙ヲ用キ之ヲ願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アル

モ之ヲ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ専門学校入学者試験検定施行ニ関スル手続ヲ開始シタルモノニ在リテハ當該試験検定ニ関シ仍從前ノ規程ニ依ル

△大正七年文部省令第三号ノ改正（文部省令第二十三号）

第一条 第一条ヲ左ノ如ク改メ第二号中「第八条第一号」ヲ

削ル

一 専門学校入学者検定規定ニヨリ試験検定ニ合格シタル者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目ニ付試験検定ニ合格シ若

ハ試験ヲ免除セラレタル者

該学科目ノ試験ヲ免除ス

第三条 高等試験令第七条ノ試験ハ毎年少クトモ一回之ヲ行
フ

試験ノ出願期限、試験施行ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ
之ヲ告示ス

第四条 試験ヲ受ケントスル者ハ受験願書（第一号書式）ニ
左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方庁ヲ經由シ文部大臣ニ出願ス
ヘシ

一 履歴書（第二号書式）

二 戸籍抄本

三 写真（手札形トシ出願前三月以内ニ脱帽ニテ撮影シタ
ルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、本籍氏名ヲ記載スヘ
シ）

四 第六条第二項ニ依ル証明書ノ写、専門学校ノ入学者検
定規程第七条第二項ニ依ル証明書ノ写又ハ同規程第八条ノ
資格ヲ証明スル書面

第五条 試験ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金五円ヲ納付
スヘシ

第六条 試験ニ合格シタル者ニハ合格証書（第三号書式）ヲ
交付ス
試験ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験学科中合
(点・腕) 格ヲ得タルモノアルトキハ其ノ証明書（第四号書式）ヲ交
付ス

前項ノ証明書ヲ有スル者ニシテ試験ヲ出願シタルトキハ當

専門学校入学者検定規程第七条第二項又ハ第八条ニ依リ試
験ヲ免除セラル者ニ付亦同シ

第七条 合格証書ヲ有スル者其ノ氏名、本籍ヲ変更シ又ハ合
格証書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願
スルコトヲ得
前項ニ依リ合格証書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数
料トシテ金一円ヲ納付スヘシ

第八条 試験ニ関シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試
験ヲ停止ス試験後発覚シタルトキハ既ニ交付シタル合格証
書又ハ証明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第九条 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ収入印紙ヲ用ヰ之ヲ
願書ニ貼付スヘシ
其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正七年二月二十八日文部省令第三号高等試験令第七条第
八条ニ関スル件抄録

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験令第七条ニ依
リ普通教育ニ關シ中学校卒業者ト同等以上ノ学歴ヲ有スル
者トス

一 専門学校入学者検定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校
入学ニ關スル試験検定ニ合格シタル者

二 専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般ノ専

ヲ免除ス

門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受タル資格ヲ有スル者

資格

試験免除学科目

第三条 高等試験令第七条ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立及公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ

前項ノ中学校及試験ノ期日ハ文部大臣予メ官報ヲ以テ之ヲ

告示ス

第四条 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験願書（甲号書式）ニ履

教員免除令ニ依リ授与セラレタ

博物

歴書（乙号書式）及写真（手札形トシ出願前三箇月以内ニ

教員免許状ニ記載シタル

高等科入学資格試験合格者

脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、族箱（舊）、

数学、物理、化学

國語、漢文、歴史、地理、

氏名ヲ記載スヘシ）ヲ添ヘ毎年二月一日ヨリ三月十五日マ

男子ニシテ小学校本科正教員免

試験ヲ除クノ外ノ学科目

テノ間ニ試験ヲ受ケムトスル中学校ニ差出スヘシ

小学校専科正教員免許状所有者

免許状ニ記載シタル学科

第五条 試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五円ヲ納付ス

目

ヘシ

前項ノ手数料ハ収入印紙ヲ用井之ヲ試験願書ニ貼付スヘシ

△文部省告示第三百七十五号

其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

△文部省告示第三百七十五号

第六条 学校長ハ試験ニ合格シタル者ニ合格証書（丙号書

△文部省告示第三百七十五号

式）ヲ付与スヘシ

△文部省告示第三百七十五号

第七条 試験ニ關シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止ス試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

△文部省告示第三百七十六号

第八条 試験ヲ了リタルトキハ学校長ハ其顛末ヲ文部大臣ニ

△文部省告示第三百七十六号

報告スヘシ

△文部省告示第三百七十六号

専門学校入学者検定規程第八条ニ依リ左記ノ通学科目ノ試験

△文部省告示第三百七十六号

〔参照〕

大正八年四月十日文部省告示第百号

高等学校高等科入学資格試験規程第二条ニ依リ高等学校高等

科入学資格試験ヲ行フ中学校左ノ通定ム

一 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ヲ行フコトヲ得

ル中学校